

【答申の概要】 諮問第189号 特定の法人に対して静岡県知事が行った介護保険法に基づく事業者の指定取消処分に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	特定の法人に対して静岡県知事が行った介護保険法に基づく事業者の指定取消処分に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	事業所指定取消処分に際して実施された関係者への聴取記録等
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）、第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成26年1月28日
主な論点	事業所指定取消処分に際して実施された関係者への聴取記録の非開示情報該当性

審査会の結論

静岡県知事が、本件対象文書の一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別記（略）に掲げる部分を開示すべきである。

審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象公文書の性質及び内容

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービスの提供事業者となるには、都道府県知事等の指定を受けなければならないが、指定を受けた事業者が居宅サービス事業等の運営を行うに当たっては、同法の定める人員、設備及び運営に関する基準に従わなければならない。

そして、指定を受けた事業者がこれらの基準を満たすことができなくなったとき、居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったときなど、介護保険法第77条第1項等に規定する処分事由（以下「処分事由」という。）に該当するときは、都道府県知事等は当該指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

本件対象公文書は、介護事業所を運営していた特定事業者Aが、偽造した指定申請書類を提出し不正な手段により指定を受けたことや監査において虚偽報告・虚偽答弁等を行ったことなどを理由として、実施機関から受けた指定取消処分（以下「本件取消処分」という。）に関する文書である。

(1) 文書2について

実施機関によれば、介護保険法に基づく処分を行う際には、同法第76条第1項等の規定に基づく立入検査等の監査を行い、処分事由に該当する不正の事実の有無、当該事実に係る故意性、悪質性、組織的な関与の度合い等の確認を行っているとのことである。

文書2は、本件取消処分に関し、実施機関が特定事業者Aに対して行った監査の過程で、不正の事実等を確認するため、介護保険法第76条第1項等の規定に基づいて実施機関の職員が関係者に対して行った質疑応答の記録である。

(2) 文書4について

実施機関によれば、処分相当の事案が確認された場合、厚生労働省からの通知により、指定取消し等の処分に係る手続を行う前に、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長（以下「介護保険指導室長」という。）宛て情報提供を行っているとのことである。

文書4は、介護保険指導室長宛てに事前に情報提供を行っていた事案に係る本件取消処分について、対象事業者、対象事業所、処分理由など、処分の結果を実施機関が介護保険指導室長宛

てに報告した文書である。

2 非開示情報該当性について

(1) 文書2

文書2を見分したところ、一部に例外はあるものの、「供述録取書」という表題が付され、職・氏名、日時、場所、供述内容並びに回答者（供述者）、質問者及び録取者の署名（押印）欄（以下「記載項目欄」という。）が設けられ、回答者署名欄に記載のないものや住所が付記されているものもあるが、おおむね、それぞれの記載項目欄にそった内容の記載が行われていた。また、欄外に、削除、訂正又は挿入を行った旨及びその字数が付記されている頁もあった。

ア 条例第7条第2号該当性及び条例第8条第2項の適用について

文書2は、供述者ごとに、職・氏名欄や回答者署名欄に氏名を記載した上で作成された質疑応答の記録であり、全体として、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(ア) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

実施機関によれば、介護保険法に基づく処分を行った際には、同法第78条第3号等の規定により、処分の対象となった事業者の名称、事業所の名称及び所在地、処分年月日並びに事業の種類を公示すべきこととされていることを受け、実施機関において、これらの事項を静岡県公報及び静岡県公式ホームページへ掲載することとしているとのことである。

本件取消処分についても、通例どおりの公示を行ったとのことであり、他に供述者の氏名や供述内容等、文書2に記載された情報について公表された事実も認められないが、処分の対象となった法人の代表者をはじめとする従業員らに供述を求めることは通例であり、供述者の職・氏名欄及び回答者署名欄の記載のうち、特定事業者Aの名称並びに代表者の役職、氏名（印影部分を除く。）及び住所については、慣行として公にすることが予定されている情報に該当するものとして、開示が妥当である。

(イ) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

条例第7条第2号ただし書イに規定するいわゆる公益上の義務的開示は、個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、「公にすることが必要であると認められる情報」については開示することを定めたものである。

文書2は、特定の事案に係る実施機関の監査過程で行われた関係人に対する供述記録であり、見分したところ、供述者が当該事案に関し特定事業者Aの事業運営等について知っている事実やその事実に対する供述者の意見等が率直に記載されていると認められるため、開示しないことによる利益は、そのような率直な個人の発言内容がみだりに公にされないことについての利益である。

他方、異議申立人は、開示されることにより、自社が被った損害の回復や悪質な介護事業者を選択することによる関係者の損害発生の予防を図ることができる旨の主張をしている。

確かに、介護事業者に対する行政処分に係る情報の公表は、処分を受けた当該法人が営む他の事業所を利用する可能性のある利用者等にとって、当該事業者の悪質性などを知る上で重要な情報である。

しかしながら、実施機関によれば、介護事業者に対する行政処分を行った場合、対象と

なった事業所や当該事業所を運営する事業者の名称、行政処分の日等事業者選択に資する情報については介護保険法により公示することとされ、特定事業者Aに係る指定取消処分についても、通例どおり、静岡県公式ホームページ上で公表したとのことである。

上記のような文書2の性質や内容に加えて、実施機関が既に特定事業者Aの違反行為に係る一定の情報を公表し、その悪質性の一端が明らかになっていることを踏まえると、文書2に記載された情報を公にすることによる利益が非開示とすることによる利益に優越するとまではいえず、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

(ウ) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

文書2のうち、質問者及び録取者の署名欄には、実施機関の職員の氏名が記載されており、関係者に対して質問を行ったり、供述内容を記録したりした公務員の職務の遂行に係る情報として、開示すべきである。

(エ) 条例第8条第2項の適用について

条例第7条第2号に該当する情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているため、上記(ア)及び(ウ)で開示すべきとした部分を除く非開示部分について、部分開示の可否を検討する。

まず、文書2のうち、①表題、②記載項目欄及び③日時、場所欄の記載（供述者の自宅等、個人が識別できる部分は除く。）並びに④余白行に記載された斜線等については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

次に、供述内容のうち、供述者の回答部分については、特定事業者Aの事業運営等に関して供述者が知っている事実やその事実に対する意見等が率直に記載されているものと認められる。

したがって、供述者の回答部分のうち、①回答を表す略号（直後にコロンやピリオドが付されている場合はその部分も含む。）、②人定質問に対する特定事業者Aの代表者の回答部分及び代表者以外の供述者の回答のうち単に肯定の返事をしたにすぎない部分、③特定事業者Aの役員構成に関する質問に対する代表者の回答部分並びに④回答内容について欄外に削除、訂正又は挿入を行った旨及びその字数が付記された箇所については、公にしても供述者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため開示すべきであるが、その余の部分については、非開示が妥当である。

また、質問部分については、供述者ごとの特定事業者Aの事業運営等への関与の度合い等に応じた内容となっており、非開示が妥当とした回答部分と表裏の関係にある情報であるといえる。

したがって、質問部分のうち、①質問を表す略号（直後にコロンやピリオドが付されている場合はその部分も含む。）、②人定質問（氏名が記載された部分を除く。）、③勤務開始時期に関する質問、④補足的な発言を促す質問、⑤特定事業者Aの代表者に対する特定事業者Aの組織についての質問及び代表者としての感想を求めた質問並びに⑥質問内容について欄外の削除、訂正又は挿入を行った旨及びその字数が付記された箇所については、公にしても供述者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため開示すべきであるが、その余の部分については、非開示とすべきである。

イ その他の非開示情報該当性

本件処分で非開示とした部分について、実施機関は、条例第7条第3号及び第6号にも該当するとしているが、上記で条例第7条第2号に該当せず開示すべきとした部分（以下「2号非該当部分」という。）には、条例第7条第3号に関して実施機関の主張する法人の契約手続や内部的な意思決定に関する情報は含まれていない。

したがって、当審査会としては、以下、条例第7条第3号該当性については検討せず、条例第7条第6号該当性についてのみ検討する。

実施機関は、監査における供述対象者の範囲、人数、質問項目、質問内容、質問順序などは、不正の事実等を速やかに、かつ、正確に把握し、不正の隠蔽を防ぐための監査手法であり、極めて秘匿性が高く、これらを明らかにすることにより、事業者が監査対策を講じるなど、今後の監査において不正の事実等の正確な把握を困難にし、不正の隠蔽を容易にするおそれがあるだけでなく、事実の詳細な内容も明らかになることから、事業者の手口が巧妙化するなど、他の事業者による不正の助長、隠蔽を容易にするおそれがあるなどと主張している。

しかしながら、2号非該当部分を開示しても、特定の指定取消処分事案における供述聴取を実施した回数、時期及び場所、供述者のおおよその人数や通例含まれているであろう質問項目等が明らかになるにすぎず、実施機関の主張するような支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、2号非該当部分については、条例第7条第6号の非開示情報には該当しないため、開示すべきである。

(2) 文書4

文書4は、対象事業者、対象事業所、処分理由等、本件取消処分の結果を介護保険指導室長宛てに実施機関が報告した文書であり、特定事業者Aの指定取消理由のうち、指定申請書類の偽造の態様、介護給付費の請求要件を欠いていることの実態、監査の実施時期及び監査の対象期間並びに虚偽答弁を行った者の情報が、条例第7条第6号アに該当するとして非開示とされている。

監査の過程で行われる供述聴取の結果は処分理由を裏付ける重要な資料となるところ、処分理由とされた行為に関与した者の氏名の特定につながりうる情報までもが公にされることになれば、被聴取者が率直な供述をしなくなったり、事実を隠したりするおそれが生じ、その結果、監査事務での正確な事実の把握が困難になるなどの支障が生ずるおそれがあるため、処分理由とされた行為に関与した者の氏名の特定につながりうる情報が記載された部分については、条例第7条第6号に該当し、非開示とすべきである。

しかしながら、その余の非開示部分については、既に公表されている処分理由が既に公表されているよりもやや詳しく記載されている程度にとどまり、公にしたことにより実施機関の主張する支障が生ずるおそれがあるとまではいえず、条例第7条第6号の非開示情報には該当しないため、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、特定事業者Aの行為によって被った多大な損害の回復のために開示が必要であるとしたり、当事者である限り知る権利があり、自社の情報であれば非開示情報に該当しないなどの趣旨の主張をしている。

しかしながら、条例上の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的を問わず開示請求を認めるもので、開示、非開示の判断に当たっては、自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。